

申告書記載例

※文中で使用する「令和元年中」とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間に係る年分をいいます。

左面

翌年以降の申告書送付を希望する人は、希望・不要どちらかに○をつけてください。
※○をつけなくても、今回御提出いただいて、収入がある方等には来年度も送付します。

平成24年1月1日以降に契約した保険契約の掛金は左側の欄に、それより前に契約している保険契約の掛金は右側の欄に記入してください。

地震保険は左側の欄に、旧長期損害保険は右側の欄に支払った保険料や掛金の総額を記入してください。

あなたの令和元年中の合計所得金額が1,000万円を超えることにより、控除対象配偶者とならない同一生計配偶者がいる場合に、□に✓を入れてください。

扶養親族の個人番号を記入してください。

令和2年度分市民税・県民税申告書

記入に※申告

個人番号 123456789012

整理番号 087-839-2233

電話番号 087-839-2233

生年月日 明・大・()・平・令 19年 2月 15日

業種又は職業 自営業

世帯主の氏名 高松 太郎

世帯主との続柄 本人

代理の場合の氏名・続柄 () 印

1 収入・所得金額等

区分	収入金額等 円	所得金額等 円
1 事業	1000000	106800
2 不動産	1200000	838000
3 利子	3750000	2458400
4 配当	1234511	34511
5 給与	207145	103572
6 公的年金等		
7 その他		
8 合計	9 3541283	

2 所得から差し引かれる金額に関する事項

控除	金額 円
社会保険料控除	243,100
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控除	
地震保険料控除	4,000
配偶者控除	402,000
扶養親族	
雑損控除	
医療費控除	
合計	243,100

3 所得から差し引かれる金額

控除	金額 円
社会保険料控除	243,100
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控除	
地震保険料控除	2,000
配偶者控除	402,000
扶養親族	
雑損控除	
医療費控除	
合計	243,100

4 寄附金に関する事項

名称	金額 円
都道府県・市区町村分(特例控除対象)	10000
香川県共同募金会	10000
香川県共同募金会	10000
香川県団体名	9838
高松市団体名	9738

12桁の個人番号を記入してください。

遺族年金のみ、障害年金のみの人等で、課税対象収入のない場合は、をつけてください。

※収入や経費を記入する箇所を示しています。収入がある人は、対応する箇所にも記入してください。

※別紙1、2、3は昨年度に所得のあったもののみ、対応する別紙1~3を同封しています。

公的年金等の所得金額を記入してください。

公的年金等以外の所得金額を記入してください。

手引(1)~(11)を参照してください。

手引を参照してください。

(12)雑損控除
(13)医療費控除
※セルフメディケーション税制の適用を選択する場合には、「区分」の□に「1」と記入してください。

1 収入・所得金額等

ア 事業(営業等)

卸売業、小売業、飲食業、サービス業などのいわゆる営業から生ずる所得や、外交員報酬、医師、弁護士などの事業から生ずる所得をいいます。

イ 事業(農業)

農作物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などから生ずる所得をいいます。

ウ 不動産

地代、家賃、土地や家屋の権利金などをいいます。

上の3つの所得のいずれかがある人は、種類ごとに収入金額や必要経費などを、収支内訳書と申告書に記入してください。

◎事業所得や不動産所得の計算方法・・・収入金額-必要経費-専従者控除=所得金額

エ 利子

預金や公社債の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配などによる所得をいいます。

※一般的に利子所得は、源泉分離課税ですから申告の必要はありません。ただし、国外の銀行等の預金の利子など、源泉徴収されないものなどは申告が必要です。

オ 配当

法人から受ける配当や投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます)等の収益の分配による所得をいいます。(原則として配当控除(税額控除)が適用されます。)

また、非上場株式等に係る少額配当所得等がある場合は、所得税と異なり申告不要制度はありませんので、その金額も含めて記入してください。

(少額配当所得とは、1銘柄につき1回の配当金額が〔10万円×配当計算期間の月数÷12〕以下のものです。)

なお、上場株式等に係る配当所得(発行済株式総数5%以上の株式に係るものを除く)については申告の必要はありません。

カ 給与(日給などで、源泉徴収票のない人は、収入の内訳なども申告書の右面に記入してください。)

給与、賃金及び賞与などの所得をいい、パートタイム、アルバイトによる収入を含みます。

求めた所得は⑥に記入してください。

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額
から	まで		から	まで	
650,999円まで		0円	1,628,000円	1,799,999円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。(算出金額:A)
651,000円	1,618,999円	給与等の収入金額の合計額から650,000円を控除した金額	1,800,000円	3,599,999円	「A×4×60%」で求めた金額
1,619,000円	1,619,999円	969,000円	3,600,000円	6,599,999円	「A×4×70%-180,000円」で求めた金額
1,620,000円	1,621,999円	970,000円	6,600,000円	9,999,999円	「A×4×80%-540,000円」で求めた金額
1,622,000円	1,623,999円	972,000円	10,000,000円以上		「収入金額×90%-1,200,000円」で求めた金額
1,624,000円	1,627,999円	974,000円			「収入金額-2,200,000円」で求めた金額

キ 雑(公的年金等)

国民年金、厚生年金、企業年金及び共済年金などの所得をいいます。

求めた所得は⑦に記入してください。

受給者の年齢	公的年金等の収入金額(年額)(キ)	雑所得の金額の速算式	受給者の年齢	公的年金等の収入金額(年額)(キ)	雑所得の金額の速算式
65歳以上の人 昭和30年1月1日以前の生まれ	330万円未満	(キ)-120万円	65歳未満の人 昭和30年1月2日以後の生まれ	130万円未満	(キ)-70万円
	330万円以上410万円未満	(キ)×75%-37万5千円		130万円以上410万円未満	(キ)×75%-37万5千円
	410万円以上770万円未満	(キ)×85%-78万5千円		410万円以上770万円未満	(キ)×85%-78万5千円
	770万円以上	(キ)×95%-155万5千円		770万円以上	(キ)×95%-155万5千円

(参考) その年中の公的年金等の収入金額の合計額-公的年金等控除額=公的年金等に係る雑所得の金額

ク 雑(その他)

著述家以外の方が支払を受ける原稿料や印税、金銭の貸付けによる利子及び生命保険年金など、他の所得にあてはまらない所得をいいます。

◎その他の雑所得の計算方法・・・収入金額-必要経費=所得金額

ケ 総合譲渡(短期)

書画、骨董品など土地、建物等以外の資産の譲渡による所得のうち、その資産の取得日以後5年以内に譲渡したものを短期譲渡所得といいます。特別控除額は原則として50万円です。

コ 総合譲渡(長期)

書画、骨董品など土地、建物等以外の資産の譲渡による所得のうち、その資産の取得日以後5年を超えてから譲渡したものを長期譲渡所得といいます。特別控除額は原則として50万円です。

サ 一時

賞金、懸賞当選金、競馬や競輪の払戻金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金などの所得をいいます。特別控除額は原則として50万円です。

2・3 所得から差し引かれる金額(に関する事項)

(1) 社会保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする親族が負担することになっている国民健康保険料(税)、後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金などの社会保険料を、あなたが令和元年中に支払った、又はあなたの給与や年金から差し引かれた場合に記入してください。

ただし、生計を一にする親族等が受け取る公的年金等から差し引かれている国民健康保険料(税)、後期高齢者医療制度の保険料及び介護保険料は、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。口座振替又は納付書により支払った場合には、支払った人の社会保険料控除の対象とすることができます。

※給与や公的年金等から天引きされているもの(源泉徴収票に記載されている金額)は、「源泉徴収票分(天引分)」の欄にのみ記入してください。

(2) 小規模企業共済等掛金控除

令和元年中にあなたが支払った小規模企業共済掛金、心身障害者扶養共済掛金及び確定拠出年金法に規定する個人型年金の加入者掛金の合計金額を書いてください。

なお、旧第2種共済掛金は(3)の「生命保険料控除」の対象となります。

(3) 生命保険料控除

○一般の生命保険料

受取金のすべてをあなたやあなたの親族とする生命保険契約(保険期間が5年末満の生命保険などは除く。)について、あなたが令和元年中に支払った保険料(剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額)がある場合は、記入してください。

- 個人年金保険料
受取金のすべてをあなたやあなたの配偶者(生存している場合)とし、払込期間が10年以上などの一定の要件を満たす個人年金保険契約について、あなたが令和元年中に支払った保険料(剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額)がある場合は記入してください。
- 介護医療保険料
平成24年1月1日以降に契約し、受取金のすべてをあなたやあなたの親族とする、介護医療保険契約について、あなたが令和元年中に支払った保険料(剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額)がある場合は記入してください。
※市町村に支払う介護保険料とは異なります。(介護保険料は(1)社会保険料控除に記入してください。)

- 平成24年1月1日以降に締結した保険契約分(新契約)
一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の控除額について、それぞれ次の【表1】のとおり計算します。

【表1】

年間の支払保険料等	生命保険料控除額
12,000円以下	支払保険料全額
12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円
56,001円以上	28,000円(上限)

※ただし、市民税・県民税における合計適用限度額は70,000円です。

《生命保険料控除が見直されました》

- 平成24年1月1日以降に契約した保険料控除
 - イ 一般生命保険料控除 【控除額上限】 28,000円
 - ロ 個人年金保険料控除 【控除額上限】 28,000円
 - ハ 介護医療保険料控除 【控除額上限】 28,000円
- ※イ+ロ+ハの合計額の上限は70,000円

- 平成23年12月31日以前に締結した保険契約分(旧契約)
一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除の控除額について、それぞれ次の【表2】のとおり計算します。

【表2】

年間の支払保険料等	生命保険料控除額
15,000円以下	支払保険料全額
15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円
40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円
70,001円以上	35,000円(上限)

- ※新契約、旧契約双方の保険契約等に係る控除がある場合
 - ・旧契約支払額が42,000円以下
⇒旧契約控除額と新契約控除額の合計額(上限28,000円)
 - ・旧契約支払額が42,001円以上
⇒旧契約控除額のみ適用(上限35,000円)

- 平成23年12月31日以前に契約した保険料控除
 - イ 一般生命保険料控除 【控除額上限】 35,000円
 - ロ 個人年金保険料控除 【控除額上限】 35,000円

※イ+ロの合計額の上限は70,000円

(4)地震保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする親族の有する家屋又は生活用財産の損害保険契約に係る地震等損害部分の保険料や掛金、又は、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約(満期返戻金等のあるもので、保険機関又は共済期間が10年以上の損害保険契約)に係る保険料や掛金(旧長期損害保険料)を、あなたが令和元年中に支払った場合に記入してください。

加入している保険	控除額	
地震保険のみに加入	支払った保険料の1/2(上限25,000円)	
長期損害保険のみに加入 (平成18年12月31日までに契約したもの)	5,000円以下	支払保険料全額
	5,001円～15,000円	支払保険料×1/2+2,500円
	15,000円超	10,000円
長期損害保険と地震保険の2つの保険に加入	合計して上限25,000円(長期損害保険部分は上限10,000円)	
1つの保険契約で長期損害保険と地震保険が備わっている保険に加入	長期損害保険料控除と地震保険料控除のどちらか選択	

(5)寡婦(夫)控除

- 一般寡婦 **控除額** 260,000円
以下のいずれかに該当する人。
 - ①夫と死別・離別してから婚姻していない人や夫の生死が不明の人で、扶養親族や生計を一にする令和元年中の総所得金額等の合計が38万円以下の子のある人。
 - ②夫と死別してから婚姻していない人や夫の生死が不明の人で、令和元年中の合計所得金額が500万円以下の人。
- 特別寡婦 **控除額** 300,000円
左記①に該当し、扶養親族である子を有し、かつ令和元年中の合計所得金額が500万円以下の人。
- 寡夫 **控除額** 260,000円
妻と死別・離別してから婚姻していない人や妻の生死が不明の人で、生計を一にする令和元年中の総所得金額等の合計が38万円以下の子があり、かつ令和元年中の合計所得金額が500万円以下の人。

(6)勤労学生控除 **控除額** 260,000円

大学や高校などの学生や生徒で、令和元年中の合計所得金額が65万円以下で、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の人。

(7)障害者控除

あなたやあなたと同一生計配偶者及び扶養親族が障害者や特別障害者の人。

- ※同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者及び白色事業専従者を除く。)で、令和元年中の合計所得金額が38万円以下である人をいいます。
- ※16歳未満の扶養親族にも適用されます。
- ※この控除を受ける場合は、障害者手帳などが必要です。
- ※同一生計配偶者や扶養親族が他の人の扶養親族に該当する場合は適用されません。

- 障害者(普通) **控除額** 260,000円
令和元年12月31日(年の途中で死亡した人はその死亡の日)現在、次のいずれかに該当する障害がある人
 - ・身体障害者手帳 3～6級
 - ・療育手帳(B)、B
 - ・精神障害者保健福祉手帳 2級又は3級
 - ・65歳以上の要介護認定を受けている人で、障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村の認定を受けている人など
- 特別障害者 **控除額** 300,000円
次のような特に重度の障害がある人
 - ・身体障害者手帳 1級又は2級
 - ・療育手帳(A)、A
 - ・精神障害者保健福祉手帳 1級
 - ・65歳以上の要介護認定を受けている人で、障害の程度が特別障害者に準ずるものとして市町村の認定を受けている人など
- 同居特別障害者 **控除額** 530,000円
(特別障害者が同居の場合)

(8) 配偶者控除

本人の令和元年中の合計所得金額が1,000万円以下で、令和元年12月31日(年の途中で死亡した人はその死亡の日)現在、生計を一にする配偶者の令和元年中の合計所得金額が38万円以下の人。

※平成30年分以後は、控除を受ける納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除は受けられません。

※内縁・未届の妻は該当しません。

※青色事業専従者及び白色事業専従者は該当しません。

配偶者控除(納税者本人の合計所得が1,000万円超の場合は受けられません。)			
年齢区分	納税義務者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
70歳未満	33万円	22万円	11万円
70歳以上(老人)(昭和25年1月1日以前生まれ)	38万円	26万円	13万円

(9) 配偶者特別控除

本人の令和元年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の令和元年中の合計所得金額が38万円を超え123万円以下の人。

※この控除を受ける場合は配偶者の合計所得金額を記入してください。

配偶者特別控除(納税者本人の合計所得が1,000万円超の場合は受けられません。)			
配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
380,001～900,000円	33万円	22万円	11万円
900,001～950,000円	31万円	21万円	11万円
950,001～1,000,000円	26万円	18万円	9万円
1,000,001～1,050,000円	21万円	14万円	7万円
1,050,001～1,100,000円	16万円	11万円	6万円
1,100,001～1,150,000円	11万円	8万円	4万円
1,150,001～1,200,000円	6万円	4万円	2万円
1,200,001～1,230,000円	3万円	2万円	1万円

※配偶者の所得が38万円以下の場合、配偶者控除を受けることになり、配偶者特別控除を併せて受けることはできません。

※夫婦相互で配偶者特別控除を受けることはできません。

(10) 扶養控除

令和元年12月31日(年の途中で死亡した人はその死亡の日)現在、あなたと生計を一にする親族で令和元年中の合計所得金額が38万円以下の人。

※青色事業専従者及び白色事業専従者は該当しません。

年齢区分	控除額
一般の控除対象扶養親族 (昭和25年1月2日～平成9年1月1日生まれ、平成13年1月2日～平成16年1月1日生まれ)	33万円
特定扶養親族(平成9年1月2日～平成13年1月1日生まれ)	45万円
老人扶養親族(昭和25年1月1日以前生まれ)	38万円
同居老親等扶養親族(昭和25年1月1日以前生まれ) (本人又は配偶者の直系尊属(両親、祖父母等)で、本人又は配偶者のいずれかと同居していること)	45万円

※平成22年度税制改正により、16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されましたが、市民税・県民税の非課税判定等は16歳未満扶養親族の数を含めて行いますので、必ず記入してください。

(11) 基礎控除 (一律の控除です。)

(12) 雑損控除

あなたやあなたと生計を一にする親族(ただし、令和元年中の所得金額が38万円以下の人に限り)が、令和元年中に災害や盗難、横領などで資産に損害を受けた場合、又はあなたが令和元年中に災害に関連してやむを得ない支出(災害関連支出(注))をした場合に記入してください。

(注)災害関連支出とは、災害により滅失した住宅、家財などの取壊しや除去などのための費用をいいます。

①か②の多い方の金額

①(損失の金額-保険等により補てんされた金額) - (総所得金額の合計額×10%)

②災害関連支出の金額-5万円

(13) 医療費控除 (次の①、②のどちらか一方のみの選択となります。)

①従来の医療費控除

あなたやあなたと生計を一にする親族のために令和元年中に支払った医療費がある場合に記入してください。

控除額(最高200万円) = (支払った医療費 - 保険金等による補てん金) - (総所得金額等の合計額の5%又は10万円のいずれか少ない金額)

②セルフメディケーション税制(スイッチOTC薬控除)

あなたやあなたと生計を一にする親族のために令和元年中に支払ったスイッチOTC医薬品の購入がある場合に記入してください。

控除額(最高8万8千円) = (スイッチOTC医薬品の購入金額 - 保険金等による補てん金) - 1万2千円

4 寄附金に関する事項

あなたが令和元年中に次の①～④の団体に対して行った寄附の合計額が2,000円を超える場合に記入してください。

①都道府県・市区町村(特別控除対象・非対象分)・震災関連義援金

②香川県共同募金会

③日本赤十字社香川県支部

④香川県又は高松市が条例により指定した団体など

※この控除を受ける場合には、寄附金の金額などの証明書を添付又は提示してください。

10 事業専従者に関する事項

あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族(15歳以上に限る)で、あなたの事業に従事した人がいる場合に、その人の氏名・続柄・専従者給与(控除)額などを記入してください。なお、白色申告の場合は、その事業専従者1人につき次の①か②のいずれか少ない方の金額を記入してください。

- ①860,000円(配偶者以外の場合は500,000円)
- ②(事業専従者控除額を差し引く前の所得金額)÷(事業専従者の数+1)

11 市民税・県民税の徴収方法の選択

給与・公的年金等に係る所得以外がある人は徴収方法を選択してください。

右面

公的年金の種類・収入金額ごとに記入してください。(厚生年金・共済年金・国民年金・年金基金・恩給等)

給与所得の人で源泉徴収票を提出できない人は月別に収入金額を記入し、合計額を左面の給与収入金額欄に記載してください。

提出期限は月日です。

申告受付会場は、日程によって大変混み合いますので、郵送での申告を御利用ください。

12 該当年度の前年中に所得のなかった人は

学 生	学 校
次の人に扶養されていた。(住居を生活していた。)	扶養者氏名 別居の場合の住所
病 気 療 養	1 遺族年金(恩給) 2 障害年金
遺族年金等で生活していた。	受給期間 年 月 日～ 年 月 日
雇用保険等で生活していた。	生活保護受給 1 受給していた
そ の 他	上記のいずれにも該当しない人は、この欄に

上場株式等の配当等で支払時において市民税・県民税が徴収された配当所得又は源泉徴収口座における株式等譲渡所得がある人が、それらの所得を含めて申告し、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、各欄に配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額を記入してください。

13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項
(特定配当等に係る所得額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、記入してください)

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	円

左面に書ききれなかった扶養者がいる場合は、必要事項を記入してください。

14 左面に書ききれなかった扶養親族
ここに必要事項を記入してください。(氏名・生年月日等)

氏 名	住 所
高松夏子	大阪府〇〇市××区△△町123-4

扶養親族のうち、別居の人がいる場合は氏名、住所を記入してください。

15 別居の扶養親族等に関する事項

氏 名	住 所
高松夏子	大阪府〇〇市××区△△町123-4

短期譲渡、長期譲渡、山林、株式等の譲渡、上場株式等の配当等、先物取引に係る所得がある人は記入してください。

16 分離課税の所得がある人は記入してください。

金額等	種 目	短期譲渡、長期譲渡、山林、株式等の譲渡、上場株式等の配当、先物取引、公社債	退職所得	普通・障害
A収入金額			勤続年数	
B必要経費			年(年 月 日)	
C差引金額(A-B)			F退職所得控除額	
D特別控除額				
E青色申告控除額				
所得金額	(C-D-E)		(A-F)×1/2	

17 高松市内に住所を有しない人で高松市内に事務所・事業所又は家屋敷を有する人
(必要事項を記入して使用状況に○をしてください)

事務所・事業所		家 屋 敷	
所在地	高松市	所在地	高松市
電話番号		電話番号	
屋号(名称)		使用状況	A家族が住んでいる(持ち家や貸家) B別荘・別宅 C他の方に貸している D間借りしている E居住していない F居住していないが居住できる状態 (i)まったく居住できない状態
種(業)種		前年の所得の種類及び合計所得金額(不明の場合は記入不要です)	所得
使用状況	A使用している B使用していない C一時的に使用		円
月 月	月 月		

該当する項目に○をして、必要事項を記入してください。

18 事業税に関する事項

非課税所得など	番 号	所得金額	円
損益計算の特例適用前の不動産所得			円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額(F)	円
前年中の開(廃)業	開始・廃止	月 日	円
他都道府県の事務所等			

5 月別給与と収入等記載欄

(給与所得の人で源泉徴収票を提出できない人は記入してください。)

月	日給	日給	収入金額	社会保険料	月	日給	日給	収入金額	社会保険料
1	円	日	250,000円	円	8	円	日	250,000円	円
2			250,000		9			250,000	
3			250,000		10			250,000	
4			250,000		11			250,000	
5			250,000		12			250,000	
6			250,000		賃与			750,000	
7			250,000		合計			3,750,000	

就労期間	所在地	雇用主又は会社名	収入金額
月 日～月 日		(有)〇〇工業	3,750,000円
月 日～月 日			
給与収入計 ㉒			3,750,000

6 公的年金等に関する事項

厚生労働省 厚生年金	1,234,511円	企業年金()	円
厚生労働省 国民年金	円	ほか()	円
共済年金()	円	収入金額計 ㉓	1,234,511円

7 雑所得(公的年金等以外)・利子所得に関する事項

種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	差引金額
		円	円	円
雑収入 合計 ㉔				差引合計 ㉕
利子収入 合計 ㉖				差引合計 ㉗

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費	差引金額
			円	円	円
収入合計 ㉘					差引合計 ㉙

9 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

A収入金額 B必要経費 C差引(A-B) D特別控除額 所得金額(C-D)				
総合短期譲渡	円	円	円	円
総合長期譲渡	円	円	円	円
一時	2,000,000	1,292,855	707,145	500,000
サ				207,145

会社名	種 目	支払年月日	A収入金額	B必要経費
〇〇生命保険	××保険満期	R元.5/8	2,000,000	1,292,855

10 事業専従者に関する事項

氏 名	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額
	個人番号			円
	M・T・S・H・R		月	
	M・T・S・H・R		月	
内訳	配偶者	人	人	専従者の内訳人数を専従者給与(控除)額の合計額

11 市民税・県民税の徴収方法の選択

給与・公的年金等に係る所得以外(該当年度の4月1日において65歳未満の人は給与所得以外)の所得に係る市民税・県民税の徴収方法の選択

- 1 給与から天引き(特別徴収)
- 2 自分で納付(普通徴収)

「収入金額」は、税額が差し引かれる前の金額です。

「必要経費」は、株式を購入したり出資したりするために借り入れた負債に係る利子の金額です。この場合、株式の購入時期、購入価格や負債借入時期、借入金額などを証明する書類を添付してください。

総合課税の譲渡所得は、収入から必要経費(取得費、譲渡費用)を差し引き、その合計額から特別控除(上限50万円)を差し引いた額を左面の「1収入・所得金額等のサ」に記入してください。
※一時所得は、保険会社などが発行する支払明細書などを参考にしてください。

納税方法については、希望する方を○で囲んでください。

★税制改正などによる主な変更点

平成23年分から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。ただし、確定申告をしない場合でも、公的年金の源泉徴収票に記載されていない扶養控除や社会保険料控除を受けるときには、市・県民税の申告が必要です。

ふるさと納税制度の見直し

- ふるさと納税(個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除額部分)の対象となる地方団体を一定の基準に基づき総務大臣が指定します。
※対象となる地方団体については、総務省ふるさと納税ポータルサイト『ふるさと納税に係る指定制度について』を参照してください。
- 指定対象外の団体に対して令和元年6月1日以後に支出された寄附金については、ふるさと納税の対象外となります(注)。また、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用も受けられないこととなります。
(注)所得税の所得控除及び個人住民税の基本控除のみ対象となります。

住宅借入金等特別税額控除の見直し

令和元年10月1日から令和2年12月31日までに居住の用に供した場合、次の見直しが適用されます。
ただし、住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10パーセントでない場合は適用されません。

- 1 適用年数の延長
適用年数が現行の10年から13年へ延長されます。
- 2 住宅借入金等特別控除可能額の見直し
11年目以降の3年間、住宅借入金等特別控除可能額は次のいずれか少ない額となります。
 - 取得等対価の2パーセントの3分の1
 - 住宅借入金等の年末残高の1パーセント

(注意)住民税の税額控除は「住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額」または「所得税の課税総所得金額の7パーセント(最高136,500円)」のいずれか少ない額が適用されます。

【注意点】 誤った課税を防ぐため、申告書は正確・明瞭に記入してください。

源泉徴収票・証明書は、必ず添付してください。(原本ではなく、写しでも結構です。)

添付がないと、控除が認められない場合があります。添付していただいた源泉徴収票・領収書・証明書等は返送できません。電話番号を必ず記入してください。

★御不明な点があれば下記まで御連絡ください。

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市役所 市民税課

TEL(087)839-2233 FAX(087)839-2230